

民間保育所・学校等緑地維持管理助成事業

民間保育所・学校等緑化助成事業の助成をうけて増えた緑の維持管理費用の一部を助成します！

助成の要件

- 本パンフレットの緑化整備費助成又は、平成26年度以降に「横浜市民間保育所・学校等緑化助成事業要綱」に基づく助成を受けて整備した緑の維持管理費のみが対象です。（1年度 1施設 1回まで）
- 申請する年度内に事業が完了すること。

対象経費

- 維持管理に要する備品、消耗品購入費（肥料、種子、苗、散水用具、せん定用具、病虫害防除用具、清掃用具等）対象経費の1/2もしくは上限5万円（いずれか少ない額）

助成事業について



Q 園や学校をどのように緑化していいかわかりません。相談にのってもらえますか？

A まずはお電話、メールでご連絡ください。施設に担当者が伺いアドバイスをさせていただきます。

Q 花や野菜は助成の対象になりますか？

A 菜園や花壇の植栽基盤の整備、プランターによる緑化が対象となります。

Q 整備後の維持管理の義務はありますか？

A 助成金額確定通知日から最低5年間は、良好に育成管理していただくことが助成の条件となります。故意に撤去した場合など、助成金の返還を求める場合があります。

Q 学校のPTAや保護者、町内会等の地域団体が申請することはできますか？

A 申請は、保育所又は学校等の責任者が行うため、当該施設の責任者にご相談ください。

Q 同一施設で緑化内容が違う場合は、分けて申請してもいいですか？これまで助成を受けた施設が、再度助成を受けることができますか？

A 緑化内容が違う（新たに緑を増やす）のであれば、年度を分けて申請することができます。ただし、同一施設は、1年度あたり原則1回（整備は最大100万円まで）の申請しかできません。同様に、これまで助成を受けた施設についても、緑化内容が違う（新たに緑を増やす）内容であれば、再度助成を受けることができます。

Q 申請の時期を逃してしまいましたが、助成の相談はできますか？

A 申請に係る事前相談につきましては、通年、受け付けておりますので、ご不明点等ございましたらお問い合わせください。

Q 園庭・校庭芝生化の方法について詳しく知りたいのですが。

A 芝生の整備についてまとめた「校庭・園庭芝生整備マニュアル」と整備後の維持管理についてまとめた「校庭・園庭芝生管理マニュアル」ホームページで公開しています。ぜひご利用ください。

<https://www.hama-midorinokyokai.or.jp/midori/kodomo.php>

相談・お問合せ

公益財団法人横浜市緑の協会 緑化推進課

電話 045-228-9428 FAX 045-641-0821

メール ryokka-mi@hama-midorinokyokai.or.jp

※申請等で窓口へお越しになられる際は、なるべく事前に電話等で連絡をお願いいたします。

民間保育園・幼稚園・小学校等への緑化助成ホームページ

申請書等はこちらからダウンロードできます



2025年4月発行

民間保育所・学校等緑化助成事業

民間保育所・学校等緑地維持管理助成事業

民間保育所や私立幼稚園、私立小中学校の

緑化助成のお知らせ

募集期間 毎年度 4月1日～翌年1月31日

※申請内容が予算の範囲を超えた時点で、受付を終了いたします。

※維持管理助成は、希望する各年度で申請をしてください。

最大100万円

園内・校内の
緑を増やしませんか



この事業には財源の一部に「横浜みどり税」を活用しています



GREEN×EXPO 2027を応援しています

©Expo 2027

緑でいろどって みませんか？

「校庭、園庭を芝生化したい」
「新しく花壇をつくりたい」
「ビオトープをつくって生き物の観察をしたい」

など、民間の保育所、幼稚園、小中学校等での
緑化整備を助成しています。

1 園庭・校庭芝生化



2 地植えの緑化



3 ビオトープの整備



4 屋上緑化



5 壁面緑化



6 プランターによる緑化



7 樹木による緑化



民間保育所・学校等緑化助成事業

助成の要件

- 施設を利用する子どもが容易に触れることができる、又は、視認できる場所であること。
- 施設敷地内で屋外の緑化を新たに行おうとする面積が合計 10 平方メートル以上であること。
(既存緑地の再整備の場合は、緑の面積が増える整備であれば対象となります)
- 法令等に基づき行う義務的緑化でないこと。
- 申請する年度内に事業が完了すること。
※申請締切 1 月末日 (予算の範囲を超えた時点で受付を終了いたします。)

助成の対象

緑化項目	内 容	緑化項目ごとの助成上限額
①園庭・校庭芝生化	園庭・校庭の芝生化	10,000 円/㎡
②地植えの緑化	地植えの花壇や菜園、緑地帯、緑のカーテンの整備	20,000 円/㎡ (菜園は 10,000 円/㎡)
③ビオトープの整備	生物の生育空間となる水辺とその周辺の緑地の整備	40,000 円/㎡
④屋上緑化	建築施設の屋上及びベランダの緑化	40,000 円/㎡
⑤プランターによる緑化	プランターによる緑化	40,000 円/㎡
⑥壁面緑化	多年生ツル性植物で覆う外壁面の緑化	20,000 円/㎡
⑦樹木による緑化	中木 樹高 1m以上の樹木 (タケ類を除く) の植栽	高木: 50,000 円/本 中木: 15,000 円/本

※緑化項目を組み合わせることも可能です

対象経費

項 目	内 容	助成金限度額
本工事費	緑化に係る基盤整備費、緑化資材の購入費、植栽工、土壌改良工等	緑化項目ごとの 助成上限額 の とおり 本工事費 ×30%以内
付帯経費	支障物件移設費、調査・設計費等	
諸経費	品質管理、安全管理費等	
備品等購入費	維持管理用備品類の購入費 (芝刈機、散水用ホース、スコップ等)	
合 計 (税込)		100 万円以内

申請手続きの流れ



助成を受けた方へ

- 助成を受けて整備した緑地には、当該事業の助成を受けて整備したことを表示するプレート等を設置していただきます。
- 助成事業実施後、最低 5 年間は当該緑地を良好に保全するよう努めてください。整備された緑地が良好に保全されていることを確認するため、整備後5年間は、年 1 回現地状況を写真等で報告していただきます。
いただいた写真は、本助成事業の普及啓発やみどり税の使途の周知のため、広報誌やホームページなどで使用することがありますので、ご了承ください。
- 整備の助成を受けた年度から当該緑地の維持管理に関する備品資材購入費の一部を助成する制度がありますので、あわせてご活用ください。(裏面参照)